

豊川市安全なまちづくり推進条例

平成19年 3月26日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす交通事故及び犯罪のないまちづくり（以下「安全なまちづくり」という。）に関し、施策の基本となる事項を定めるとともに、市及び市民等がそれぞれ果たすべき責務を明らかにすることにより、それぞれが連携した取組及び関係する機関又は団体と連携した取組を推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に通勤し、通学し、又は滞在する者
 - ウ 市内を通過する者
- (2) 事業者 市内において事業所を設置し、又は事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地の所有者等 市内において土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (5) 車両の使用者等 市内において車両を使用し、又は所有する者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者、土地の所有者等及び車両の使用者等をいう。

(基本理念)

第3条 安全なまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき実現されなければならない。

- (1) 市及び市民等が交通事故及び犯罪の発生を未然に防止することができる地域の生活環境を整備し、これを保持し、発展させていくこと。
- (2) 市及び市民等がそれぞれの責務を果たすとともに、密接な連携を図り、協働すること。
- (3) 市及び市民等が交通事故又は犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、これらを次世代に継承すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、関係する機関又は団体と連携し、次に掲げる施策

を実施するものとする。

- (1) 安全なまちづくりを推進するための情報の提供及び共有化に関すること。
- (2) 安全なまちづくりを推進するための知識の普及及び教育の実践に関すること。
- (3) 安全なまちづくりを推進するための市民等の自主的な活動の促進に関すること。
- (4) 安全なまちづくりを推進するための市民等に対する指導及び助言に関すること。
- (5) 安全なまちづくりに配慮した環境の整備に関すること。
- (6) 交通事故又は犯罪が多発し、又は多発するおそれがあると認められる場合の関係する機関又は団体との協議及び必要な措置に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、安全なまちづくりを推進するために必要なこと。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 自らの安全の確保に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めること。
- (2) 安全なまちづくりのための地域活動に積極的に取り組むよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 市が実施する安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めること。
- (3) 安全なまちづくりのための地域活動に積極的に取り組むよう努めること。

(土地の所有者等の責務)

第7条 土地の所有者等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物の管理に当たっては、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 市が実施する安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めること。
- (3) 安全なまちづくりのための地域活動に積極的に取り組むよう努めること。

(車両の使用者等の責務)

第8条 車両の使用者等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 車両の管理又は使用に当たっては、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 市が実施する安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めること。

(3) 安全なまちづくりのための地域活動に積極的に取り組むよう努めること。

(安全なまちづくり推進団体への支援)

第9条 市長は、安全なまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、安全なまちづくりを推進することを目的とした団体であって、市長が適当と認めるものに対し、必要な支援を行うことにより、その育成を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(豊川市交通安全条例の廃止)

2 豊川市交通安全条例（平成13年豊川市条例第30号）は、廃止する。